

8月1日診療分から

各医療機関での窓口負担が最大300円に

18歳<sup>※1</sup>までのお子さんの医療費の給付方式が変わります

申請 問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

## 福祉医療費給付金制度とは

乳幼児及び児童や、障がい者、母子・父子家庭の方に対し、医療機関等に受診し窓口でお支払いする保険適用の自己負担分の一部を、町が助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

**8月1日診療分から、18歳<sup>※1</sup>までのお子さんの医療費が  
現物給付方式(窓口無料化)に変更され、各医療機関でのお支払いが  
1ヶ月で最大300円になります**

※1…18歳に到達後  
最初の3月31日まで

### ● 現物給付方式とは

医療機関等を受診する際、福祉医療費受給者証を提示することにより、医療サービスを受けたときの各医療機関等窓口でのお支払いが、受給者負担金(300円/1レセプト)のみになります。

- ・18歳<sup>※1</sup>以上の方は、今までどおり自動給付方式(償還払い)となります。
- ・自費診療分(入院時食事代、薬の容器代、予防接種等)は福祉医療費の対象外ですので、医療機関等窓口でお支払いください。

### ● 受給者証

現物給付方式用の受給者証(水色)を7月中旬頃に郵送予定です。

※従来の自動給付方式用(若草色)の受給者証は、有効期間内であっても8月1日から使用できません。

## 医療費の給付方式は受ける医療等により異なります

### ● 受給者証の提示により、役場窓口でのお手続きが原則不要となる場合

《長野県内の医療機関・薬局等に受診するとき:現物給付方式》 ※柔道整復師の診療を除く

1 医療機関等窓口で「福祉医療費受給者証」と、保険証を提示して受診してください。

2 受給者負担金(300円/1レセプト)のみお支払いください。

◆自費診療分(入院時食事代、薬の容器代、予防接種等)は福祉医療費の対象外ですので、医療機関等窓口でお支払いください。

《長野県内の柔道整復師の診療を受けるとき:自動給付方式》

1 医療機関の窓口で「福祉医療費受給者証」を提示し、通常通り自己負担分(総医療費の3割又は2割)をお支払いください。

2 診療月の約2か月後に指定の口座に受給者負担金(300円/1レセプト)を差し引いた額を振り込みます。

◆医療機関窓口で提示する受給者証が「現物給付方式」の受給者証であっても、自動給付方式となります。

### ● 役場窓口でのお手続きが必要となる場合

《長野県外の医療機関・薬局等に受診するとき》

《長野県内の受診の際に「福祉医療費受給者証」を提示し忘れたとき》

《福祉医療費受給者証を提示したが医療機関等で使用できず、通常どおり自己負担額をお支払いしたとき》

《治療用装具を作成した場合や整骨・接骨の診療を受けたとき》

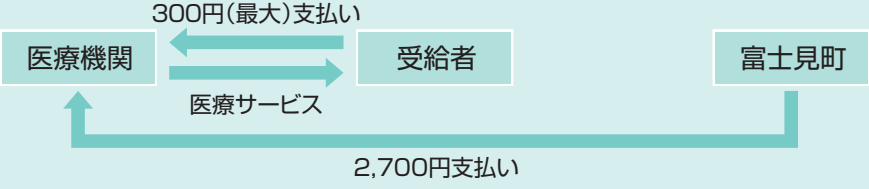

1 医療機関等窓口で通常通り自己負担分(総医療費の3割又は2割)をお支払い後、領収書を受け取ってください。

2 領収書等を持参し、役場窓口で申請してください。(持ち物:領収書、印鑑、保険証、福祉医療費受給者証)

3 診療月の約2か月後に指定の口座に受給者負担金(300円/1レセプト)を差し引いた額を振り込みます。

◆申請期限は診療月から1年間ですので、期限前に申請してください。

## 受給のしくみ

対象者	給付方法	しくみ
18歳 <sup>1</sup> まで	現物給付方式 対象の受診 <sup>2</sup> 参照	<p>医療機関等窓口で、受給者負担金300円（最大）をお支払いください。 （例）総医療費 10,000円 自己負担額 3,000円の場合</p> 
	自動給付方式 対象の受診 <sup>3</sup> 参照	<p>医療機関等窓口で自己負担額（3割又は2割）をお支払いください。 後日町から口座に振り込みをします。 （例）総医療費 10,000円 自己負担額 3,000円の場合</p>
18歳 <sup>1</sup> 以上	自動給付方式	

※2 … 現物給付方式対象となるのは、県内医療機関等の外来（医科、歯科、調剤、訪問看護）、入院の受診です

※3 … 今までどおり自動給付（償還払い）対象となるのは、柔道整復、県外診療、治療用装具、整骨、接骨の受診や、受診のときに受給者証が使用できなかった場合等です

## 医療機関を受診するときのお願い

### ●入院等で医療費が高額になる場合は「限度額認定証」をご用意ください

入院等で自己負担額が高額になる場合は、お持ちの保険証の発行元である医療保険者に「限度額認定証」を申請し、受診の際に医療機関窓口で提示してください。

<限度額認定証とは>

医療機関等窓口でお支払いする自己負担額を、限度額（所得によって異なる）までに抑えることができます。

### ●学校管理下でのけが等の場合は、福祉医療費受給者証を提示しないでください

学校管理下でのけが等の場合は、日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金（以下、スポーツ振興給付金）の支給対象となるため、スポーツ振興給付金の受給が優先され、福祉医療費の支給対象外です。福祉医療費受給者証を提示せず、通常通り自己負担分をお支払いください。スポーツ振興給付金の申請は、学校の保健室や保育園で行ってください。

◆500点未満の診療等でスポーツ振興給付金の該当にならなかった場合は、領収書をお持ちいただき、役場窓口で申請してください。

### ●他の公費負担医療の受給者証等を持っている方は、その受給者証も必ず提示してください

福祉医療費制度の他にも、国や県が実施している医療費助成制度（他公費負担医療制度）があります。他公費負担医療制度が優先となりますので、受給者証等を持っている方は、必ずその受給者証等を一緒に医療機関等窓口で提示してください。

<他の医療費助成制度の例>

自立支援医療、特定疾患医療、特定疾病、小児慢性特定疾患、ウィルス肝炎、未熟児養育医療 等

### ◆医療費は年々増加しています。コンビニ受診はやめましょう

福祉医療費は本来みなさんが支払う総医療費の3割（又は2割）を町が負担し、安心して医療機関等を受診することを目的としています。皆さまの税金によりまかなわれ、社会全体で支えていく制度ですので、将来にわたりこの制度を維持していくためにも、制度の仕組みや目的などをご理解のうえ、安易な受診は控えましょう。